**一般乗用旅客自動車運送事業の運賃表**

**（令和元年八月三十日関東運輸局公示）**

**（千葉県Ａ地区）**

**Ⅰ　運賃及び料金**

１　距離制運賃

　（１）　距　離　制　　　　ア　特定大型車　初乗運賃　二キロメートルまで　････････････････････････････････････････････････　八三〇円

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　加算運賃　二四八メートルまでを増すごとに　････････････････････････････････････　　九〇円

　　　　　　　　 　　　　イ 大型車　　　初乗運賃　二キロメートルまで　････････････････････････････････････････････････　七八〇円

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　加算運賃　二六四メートルまでを増すごとに　････････････････････････････････････　　九〇円

　　　　　　　　 　　　　ウ 普通車　　　初乗運賃　二キロメートルまで　････････････････････････････････････････････････　七四〇円

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　加算運賃　二八四メートルまでを増すごとに　････････････････････････････････････　　九〇円

　（２）　時間距離併用制　　ア　特定大型車　時速一〇キロメートル以下の走行時間について

一分三〇秒までごとに　･･････････････････････････････　　九〇円

　　　　　　　 　　　　　イ　大型車　　　時速一〇キロメートル以下の走行時間について

一分三五秒までごとに　･･････････････････････････････　　九〇円

　　　　　　　 　　　　　ウ　普通車　　　時速一〇キロメートル以下の走行時間について

一分四五秒までごとに　･･････････････････････････････　　九〇円

　（３）　深夜・早朝割増　 二二時から五時まで　･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････　　二割増

２　時間制運賃　　　　　ア　特定大型車　三〇分までごとに　････････････････････････････････････････････････････････　三、三七〇円

　　　　　　　 　　　　　イ　大型車　　　三〇分までごとに　････････････････････････････････････････････････････････　三、二一〇円

　　　　　　　 　　　　　ウ　普通車　　　三〇分までごとに　････････････････････････････････････････････････････････　三、〇四〇円

３　迎車回送料金　　 　 回送距離について、二キロメートルを限度として実車扱いとし、初乗り運賃額を限度とする。

**Ⅱ　運賃の割引**

障害者割引　･･････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････････　　一割引

**Ⅲ　適　用　方**

１　車種区分

車種区分は次による。ただし、特種なバンパー（衝撃吸収バンパー等）を装着した自動車にあっては、標準バンパーを装着した場合における

車両の長さによる。

ア　特定大型車　道路運送車両法施行規則第二条に定める普通自動車又は小型自動車のうち乗車定員九名以上のもの。ただし、身体障害者

輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）及び内燃機関を有しない自動車を除く。

　　 イ　大型車　　　道路運送車両法施行規則第二条に定める普通自動車のうち排気量二．五リットル（ディーゼル機関を除く。）を超えるも

　　　　　　　　　　 ので乗車定員八名以下のもの、又は身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員七名以上のもの。

　　 ウ　普通車　　　道路運送車両法施行規則第二条に定める普通自動車のうち排気量二．五リットル（ディーゼル機関を除く。）以下のもの

　　　　　　　　　　 で乗車定員八名以下のもの及び同条に定める小型自動車で乗車定員八名以下のもの、又は同条に定める普通自動車及び同

条に定める小型自動車のうち身体障害者輸送車（患者輸送車、車椅子移動車）であって乗車定員六名以下のもの、又は同

条に定める軽自動車でリフト又はスロープにより車椅子で乗降でき、かつ、運行時に車椅子を固定することのできる設備

を有する特種用途自動車、又は同条に定める普通自動車、小型自動車、軽自動車のうち内燃機関を有しないもので乗車定

員八名以下のもの。

２　距離制運賃

　（１）　運賃及び料金の算出は、運賃メーター器による。

　（２）　運賃メーター器は、次のような迎車回送料金積算機能を有するものでなければならない。

　　 ア　迎車回送距離が二キロメートルを超える場合は、二キロメートルを超えたときから実車扱いの機能が停止するものとする。ただし実車

走行となった場合は、初乗距離の残り二キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、初乗距離を超えたときから加算運賃が

積算される機能を有するもの。

　　 イ　迎車回送距離が二キロメートル以内であるときは、実車走行となっても二キロメートルに至るまで引き続き初乗運賃額を表示し、二キ

　　　　 ロメートルを超えたときから加算運賃が積算される機能を有するもの。

　（３）　距離制運賃は、実車キロにより計算する。

　（４）　時間距離併用制運賃は、走行時速一〇キロメートル以下となった場合及び旅客の都合により車両を待機させる場合に適用する。ただし、

次の区間は適用しない。

　　 ア　迎車回送区間

　　イ　高速自動車国道又は自動車専用道路の区間（深夜・早朝割増時間帯を除く。）

　（５）　割増は、距離短縮方式とする。

３　時間制運賃

　（１）　時間制運賃は、営業所（無線基地局を含む）において時間制運賃によるあらかじめの特約がある場合に適用する。

　（２）　時間制運賃は、旅客の指定した場所に到着したときから、旅客の運送を終了するまでの時間により算出する。

　（３）　時間制運賃には、運賃の割増、割引及び料金のうち、障害者割引のみ適用する。

４　運賃及び料金の割引

　（１）　障害者割引は、次による。

　　 ア　割引の対象者は、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四八年九月二七日付け厚生事務次官通知）に

規定する知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（以下「障害者」という。）とし、当該手帳の提示があったときに適用する。

　　 イ　割引対象運賃は、障害者自身が乗車した区間（迎車回送区間を含む）の運賃及び料金とする。

　　 ウ　運賃及び料金の額は、距離制は運賃メーター器表示額又時間制は上記３（２）により算出した運賃額に〇．九を乗じ、一〇円未満の端数

　　　　 を切り捨てた額とする。

**一般社団法人 千葉県タクシー協会**